

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和4年8月24日（水曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時31分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第3回定例会提出予定案件)

① 水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関することについて (集落排水課)

② 水戸市農業集落排水処理施設及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収に関することについて (集落排水課)

2 出席委員（5名）

| | | | |
|------|-----------|-------|-----------|
| 委員 長 | 綿 引 健 君 | 副委員 長 | 滑 川 友 理 君 |
| 委 員 | 中 庭 次 男 君 | 委 員 | 田 口 文 明 君 |
| 委 員 | 松 本 勝 久 君 | | |

3 欠席委員（2名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 委 員 | 鈴 木 宣 子 君 | 委 員 | 小 川 勝 夫 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|-------------------------|-----------|------------------------------|-----------|
| 建設部長 | 大 和 直 文 君 | 建設部技監兼 建設計画課長 | 上 田 航 君 |
| 建設部技監兼 道路建設課長 | 松 葉 光 隆 君 | 建設部技監兼 生活道路整備 課 長 | 有 金 正 義 君 |
| 建設部技監兼 河川都市排水 課 長 | 大 山 裕 己 君 | 建設部技監兼 土木補修事務 所 長 | 川 又 弘 一 君 |
| 建設部技監兼 内原建設事務 所 長 | 谷 萩 幸 治 君 | 道路管理課長 | 丹 治 雅 人 君 |
| 建築課長 | 大 和 田 聡 君 | | |
| 都市計画部長 | 加 藤 久 人 君 | 都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長 | 大 森 幹 司 君 |
| 都市計画課長 | 平 澤 俊 之 君 | 建築指導課長 | 井 原 孝 志 君 |

| | | | |
|------------------|--------|--------------------|--------|
| 公園緑地課長 | 鶴井昭宏君 | 市街地整備課長 | 小田切幸司君 |
| 住宅政策課長 | 砂川和敏君 | | |
| 水道部参事兼 水道総務課長 | 関谷勇君 | 水道部参事兼 経理課長 | 梶山哲君 |
| 水道部技監兼 給水課長 | 梶山学君 | 水道整備課長 | 杉山健一君 |
| 浄水管理事務所 事務長 | 林忠勝君 | | |
| 下水道部長 | 坪貴之君 | 下水道部参事兼 下水道管理課長 | 鬼澤英一君 |
| 下水道整備課長 | 小田博之君 | 集落排水課長 | 久木崎隆君 |
| 下水道施設 管理事務所長 | 渡邊基弘君 | | |
| 6 事務局職員出席者 | | | |
| 法制調査係長 | 武田侑未子君 | 書記 | 昆節夫君 |

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、鈴木委員、小川委員が所用のため、荒井上下水道事業管理者、木村水道部長が自宅待機のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日は、報告事項(1)及び(2)のとおり、第3回定例会に提出を予定されております案件について御説明をいただきます。

なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関することについて、執行部から説明をお願いいたします。

久木崎集落排水課長。

○久木崎集落排水課長 おはようございます。

それでは、水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関することについて、集落排水課提出の資料により御説明をいたします。

1の改正理由につきましては、農業集落排水事業に地方公営企業法の全部適用を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、条例改正案の第2条及び第3条におきまして、農業集落排水事業に関する規定を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

4の経過措置につきましては、付則第2項及び第3項におきまして、市長がした処分その他の行為で条例の施行の際その効力を有するものを上下水道事業管理者がした処分その他の行為とみなす等の経過措置を定めるものでございます。

5の関係条例の改廃につきましては、(1)といたしまして、付則第4項において、水戸市農業集落排水事業債減債基金条例を廃止するものでございます。

(2)といたしまして、付則第5項及び第6項において、農業集落排水事業会計を公営企業会計へ移行することに伴い、水戸市特別会計条例の一部を改正するものでございます。

(3)といたしまして、付則第7項及び第8項において、農業集落排水事業と公共下水道事業をあわせて下水道事業と位置づけることにより、水戸市下水道条例及び水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正するものでございます。

(4)といたしまして、付則第9項において、水戸市水道事業及び下水道事業審議会の所掌事項を追加するため、水戸市水道事業及び下水道事業審議会条例の一部を改正するものでございます。

ページを返していただきまして、2ページ目からは新旧対照表でございます。左側が現行の条例で、右側

が改正案となっており、網かけ部が改正箇所となります。

8ページからは参照条文となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本案件につきましては、令和4年第3回水戸市議会定例会に議案として提出する予定でございます。よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、水戸市農業集落排水処理施設及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収に関することについて、執行部から説明をお願いいたします。

久木崎集落排水課長。

○久木崎集落排水課長 引き続きよろしくをお願いいたします。

水戸市農業集落排水処理施設及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収に関することにつきまして、集落排水課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、農業集落排水事業に地方公営企業法の全部適用を行うため、水戸市農業集落排水処理施設条例及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、まず、(1)の水戸市農業集落排水処理施設条例の一部改正について御説明いたします。

アといたしまして、市長と規定されている箇所を上下水道事業管理者と改めるものでございます。

イといたしまして、排水設備の新設等の工事については、下水道工事指定店が施行するものといたします。

ウといたしまして、し尿の排除の制限及びこれに違反した場合の過料規定を定めるものでございます。

エといたしまして、使用料を世帯員数に応じた定額制から排除汚水量に応じた従量制とするものでございます。

オといたしまして、管路施設の新設に係る負担金を廃止するものでございます。

カといたしまして、農業集落排水処理施設の新規使用に係る負担金の減免規定を定めるものでございます。

次に、(2)の水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正につきましては、市長と規定されている箇所を上下水道事業管理者と改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

4の経過措置につきましては、(1)といたしまして、付則第2項において、施行日前から継続して農業集落排水処理施設を使用している者に係る施行日から施行日以後最初に排除汚水量の認定をする日までの使用に係る使用料については、改正前の旧条例の規定により算出した使用料の日割計算とするものでございます。

下の図を御覧願います。

施行日の令和5年4月1日から最初の排除汚水量認定日までの期間については、旧条例による使用料の日割計算とする経過措置を定めてございます。

続きまして、ページを返していただきまして、2ページ目を御覧願います。

(2)といたしまして、付則第3項において、施行日前から継続して農業集落排水処理施設を使用している者に係る施行日以後最初に排除汚水量の認定をする日の翌日から令和8年度の最初に排除汚水量の認定をする日までの間における認定に係る使用料については、新条例の規定により算出した使用料が、旧条例の規定

により算出した使用料を超える場合は、その差額に減額率を乗じて得た額を新条例の規定により算出した使用料から減じた額とするものでございます。

下の図を御覧願います。

(A)の新条例による従量制での使用料が(B)の旧条例による定額制での使用料より大きくなる場合には、その差額(A)マイナス(B)に、移行した1年目は4分の3の減額率、2年目は4分の2、3年目は4分の1をそれぞれ掛けた額を軽減し、移行4年目から新条例による使用料とすることとしまして、急激な負担を和らげるため、段階的な軽減措置を行うものでございます。

(3)といたしまして、付則第4項において、市長がした処分その他の行為で条例の施行の際その効力を有するものを上下水道事業管理者がした処分その他の行為とみなす等の経過措置を定めるものでございます。

次の3ページからは新旧対照表、ページが飛びまして15ページからは参照条文となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本案件につきましても、令和4年第3回水戸市議会定例会に議案として提出する予定でございます。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 以上で、第3回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

この際、資料の請求等がありましたら、御発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 これは、本会議に条例改正の議案が出てくる。すると当委員会のほうに付託されるわけですね。そうすると、今後の流れとして、全議員には特にこれは報告しないということですね。そうすると資料請求というのは、付託されないとこれはできないということになりますか。

○綿引委員長 今の説明のところで、次の審議に必要な資料の請求ができます。

○松本委員 要するに、農業集落排水が12か所あるんですね。それがだんだんに公共下水道のほうに入っていくということになりますね。そうでしょう。そうするというと、那珂久慈流域のほうに流れるわけですね。違うんですか。流末というのは。

それぞれ浄化槽があるでしょう。12か所。そうすると、例えば、私の一番近いところは平須町だよね。この区域の中に、後から家を建てようとした人がそこにつなぐことができない。流末処理場をできるだけ広げたんだけど、それでもまだいっぱい。ですから、要するにそれを今度は、許可をしていくわけですから、公共下水道のほうに。流末というのはどこに行くのか。これは審議になっちゃうとまずいかな。だから、その辺のところ、那珂久慈流域に行く、今流している立米というの、幾らとか量っているわけでしょう。それによって、今度は農業集落排水がそこにどのくらいの量が行くのか。それによって負担金が幾らになるのかというようなものの資料的なものというのは、これは出せますかね。

○綿引委員長 出せますか、大丈夫ですか。

○松本委員 出せるね。今いきなり見たんでは分からないから、付託されてから、ゆっくり審議するんでしょうけれども、そういうことも分からないと審議もできないし、資料でも先に出しておいてもらえればいいなというふうには思っていますけれども、別にこれ反対するわけじゃありません。そして今度は金の出ど

ころが、今までは農業集落排水は農林水産省でしょう。そうしたら、今度は公共になればまた別でしょう。金の出どころが。その辺のところもきちっと区分けて、どのくらいの、これからお話しするんでしょうから、どっちが先かといったら、どっちが先なの、これ。国のほうにはもう話してあるのか。国のほうが首を縦に振ってくれなければ、この条例が生きなくなっちゃうでしょうよ。だから、どっちが優先なのかな。

○綿引委員長 確認で、久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回の条例改正につきましては、組織と会計のほうを統合してまいります。事業としては、公共下水道と集落排水事業、2つの事業が残ることになりますので、先ほど松本委員のおっしゃられた農業集落排水を公共下水道に接続するという話は、今回の条例改正とは直接的には結びつきはないんですけれども、今後、農業集落排水処理施設の統廃合として、公共下水道につなげていくというところは今計画しているところでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、今の流末でやっていくという、那珂久慈流域は関係ないと。こういうことですね。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 御質問にお答えします。

当面は今の流末のままでやっていくんですけれども、今後公共下水道に接続という協議を進めまして、接続した際には、公共下水道の区域としてやっていくというところでございます。

○松本委員 今後というのは、いつの頃を言っているのよ。もう終わっちゃう。今後というのは何年後のことよ。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 その接続する時期も含めて、今、すみません、検討しているところでございます。

○綿引委員長 それでは、ただいま松本委員から請求のありました制度移行に伴うところでの説明資料に関して、ちょっと詳細はもう一度後ほど確認させていただきますけれども、資料の請求をしていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、付託後に開催されます委員会において、執行部のほうから資料の提出をお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは次に、この際、中庭委員より発言の申出がありましたので、御発言をお願いいたします。

○中庭委員 私のほうは、道路行政について2点質問があります。

第1点は、見川中学校の通学路にもなっているんですけれども、市道見川1号線のひかり歯科前の通学路が狭くて、非常に危険であるということで、これまでも私は改善を求めてまいりましたが、いろいろな対策が取られているんですけれども、抜本的な改善になっていません。

ちょっと写真を見せたいと思うんですけども、この写真にあるように、この黒く囲んで斜線になっているところが通学路になっているんですね。通学路になっていて、朝晩この道路は大変な交通量があつて、子どもたちは学校に行くのにこの狭い通学路を歩いて行くので、付近の親が、この写真にもありますように、毎朝登校時に安全対策のボランティアをやっているという状況にあるわけです。

それで、ここの対策について、抜本的にやっぱりこれは改善すべきじゃないかというふうに思うんですけども、これまでの対策と今後の取組についてお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 それでは、ただいまの件について、執行部より答弁をお願いいたします。

上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、毎日の立哨指導のボランティアの方々に対しまして、市として深く感謝を申し上げたいと思います。

当該路線につきましては、歩行者、特に児童の通学に当たって狭いということは、市としても認識しております。これまでも学校関係者、また、地元の方々、また、市も一緒になって、警察も含めてですけども、考えて、市としてできることを最大限にやってきました。しかしながら、根本的に解決には至っていないということも、市として承知はしております。しかし、現状の幅員では、なかなかそういったところも難しいということで、最大限のことをやってきたということでございますので、引き続き地元と話し合いながら、やれることを一步一步やっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も、毎日立哨指導しているボランティアの方にいろいろお話を聞いたんですけども、やはり抜本的な改善になっていないと。特に、下水の蓋があるところまで歩道はあるんですよ。この先が急に狭くなって、歩道が大体30センチメートルか40センチメートルしかないということで、極めて狭く交通量が激しいところを子どもたちが通学していると。だから、ちょっと間違えば大変なことになっちゃうということなので、この抜本的な改善策については、今、考えてはいらっしゃるのでしょうか。要するに努力しているけれども、改善にはなっていないというのが地元の皆さんの意見なんですけれども、これについては、どういうふうに対応するか対策を考えていらっしゃるのかお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、歩道の設置ということが最善の策ということは、市としても認識はしているところですが、現実として、その辺一帯に家が建ち並んでいるという状況でございますので、そういったところも含めて、今後計画なんかに位置づけていかなければならないと思いますので、そういったところも含めて、今後検討していければというふうに考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私がもう一つ提起したいのは、ここにポールを設置してはどうかということなんです。要するにポールを設置して、この歩道のところを歩道だということで明確に確保できるような対応ができないのか。

これはほかの地域でもやっていることなので、やればできると思うんですけども、それはできないんでしょうかね。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

ラバーポールの設置ということだと思んですが、ラバーポールの設置に当たっては、外側線の外側にラバーポールが設置されることになるんですが、その外側に設置された後、さらに民地との間の幅員も考えていかなくちゃいけないということで、現状そこにラバーポールを設置した場合には、そもそも歩行者が歩ける幅員が確保できないということで、現状厳しいのではないかとこのように思っております。

ただ、市道見川1号線全体で見たときには、そういうラバーポールを設置して、車の方々にそこに児童がいるということを視覚的といいますか、そういうことは十分効果が発揮できると思いますので、まずは、見川1号線全体の中でできるところはやっていければというふうに考えてございます。いずれにしても、見川1号線全体で見たときには、できるところ、できないところがありますので、そういったところも含めて、また地元と話し合いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はそのラバーポールの設置も含めてぜひ検討していただきたいというふうに思います。

じゃ、次に、赤塚駅西線の開通が予定されていますけれども、この開通に伴う通学路の安全対策について、質問したいと思います。

まず、最初の質問は、赤塚駅西線の開通というのはいつなんですか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

赤塚駅西線の開通については、今年中に開通できるように鋭意施工中でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、あと4か月以内に開通になるということですね。今8月ですから、3か月か4か月の間には開通になるということなんです。そうすると、この赤塚駅西線に伴って県道玉里水戸線があるわけですよね。県道玉里水戸線が、これは私も議会で取り上げたことがあるんですけども、こういうふうにかかなり狭い道路になっているわけですよね。特に赤塚中学校の前の辺り、これは非常に狭くて危ないと。ここも赤塚中学校のすぐそばの県道なんですけれども、こういう状況になっているんですけども、この道路を拡幅して、そして、歩道を設置するという対策が必要だと思うんですけども、その対策はいつ頃行われるのか、開通にあわせて行われるのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

そちらの写真の箇所は、県道玉里水戸線の一部でございます。今後そちらのほうの拡幅整備があるのかないのかというお話ですと、将来的には拡幅する計画はございます。ただ、今現在そういった計画で実際に動いているという状況ではございません。ですので、市としましては、毎年そちらのほうの拡幅の要望を県に

対して行っているところでございます、今年度も市長自ら、知事に対して整備要望を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 赤塚駅西線が開通すれば、この道路はさらに交通量が増えるということは間違いないと思うんですよね。しかし、今の答弁では、じゃ、いつこの道路が拡幅されて歩道が設置されるのか、今結局分からないということですね。そうすると、いつ実施されるか分からないということになれば、ここは子どもたちの通学路になっていて、既に水戸市からも通学路の指定として、整備箇所になっているんですよね。ですから、そうなると、非常にこれは危険な状況が続くということになるので、一刻も早く整備されることを地元の皆さんは望んでいるんですけれども、その点で、なぜこれが進まないのか、お答えいただければと思います。なぜ進まないのか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

そちらは県道でございますので、県には県の事情がある中で、市としても最大限要望を行ってきたところではございますが、現状として、当該路線については、法務局に備付けの地図というのが完備されていない地区でございます。要は、地権と境界が確定していない地区でございますので、やっぱりそういった意味では、その道路はやりたかったんですけども、できなかったというのも現状だとは思っています。しかしながら今年度、法務局のほうで頑張っていただけたところでございます、今年度中には、そちらの備付けの地図なども完備していくということで伺っておりますので、そういったことになれば、そういった地権問題というのは解決していきますので、県のほうでもはずみがつくというふうに私も捉えておりますので、引き続き県のほうに強く要望をしていきたいというふうに考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の話では、この公図が混乱している地域だと。要するに土地の所有権が混乱している地域で、これが近々解決されるかのような答弁だったんですけども、それはそうなると、スケジュールとしていつ頃整備できるのか、お答えいただきたいと思います。

[発言する者あり]

○中庭委員 だって、それがずっと続いていけば、いつになったって歩道ができない。子どもたちの通学の安全が確保できないということなので、その辺もうちょっとお答えいただきたい。いつ頃になるのか。

○綿引委員長 中庭委員の意図は十分承知しておりますけれども、多分同じような答弁になってくると思いますが、改めて上田課長お願いいたします。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

繰り返しの答弁になってしまいますが、引き続き県のほうに要望していきたいと。具体的なスケジュールについては、まだ確定はしていないということは伺っておりますので、やはりそういった観点からも引き続き強い要望で訴えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今は確定していない。だから、いつできるか分からないという答弁なんです。だけれども、いつまでたってもできないということでは、これは子どもたちの通学路の安全は守れないんですよ。千葉県の八街市の件もありましたけれども、それと同じような状況の場所ですから、だってこれバスが通ってみれば、いっぱいなんです。擦れ違えないという状況にもある狭い道路が通学路になり、今度は赤塚駅西線の開通で道路交通量が増えるということですから、これでは本当に子どもたちの安全は守れないと思いますので、ぜひ一刻も早く整備されるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 それでは、ただいまの件について、何か御質問等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 次に、この際、水戸市総合企画審議会委員の選出についてを議題とさせていただきます。

お手元に当委員会の各種役員の一覧表を配付いたしましたので、御確認願います。

本件につきましては、市議会議員から4名の委員を選出することになっておりますが、さきの代表者会議におきまして、各常任委員会から1名を選出することに決定しております。

それでは、ただいまから選出を行いたいと思いますが、どのような方法で行うか、御意見等がございましたら、御発言をお願いします。

松本委員。

○松本委員 当委員会から1名ということになりますと、やはり今日は2人の方が欠席もされておりますので、指名推選ということでお願いをしたいと思いますけれども、皆さんに取り計らっていただきたいと思えます。

○綿引委員長 ただいま松本委員から指名推選ということがございましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、名前の発表をお願いいたします。

○松本委員 私は、これは大事な委員会でもありますので、私は綿引委員長を指名したいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○綿引委員長 ただいま私のほうに御指名をいただきましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。

それでは、水戸市総合企画審議会委員につきましては、私が選出されたということで、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前10時31分 散会